

プロフェッショナル人材 副業兼業人材活用促進補助金

募集します！

1. 概要

この補助金は、県内中小企業が経営課題解決に向けて、副業・兼業としてプロフェッショナル人材を確保した場合に、当該人材の移動に要する費用を4分の3、または2分の1補助するものです。

2. 対象経費

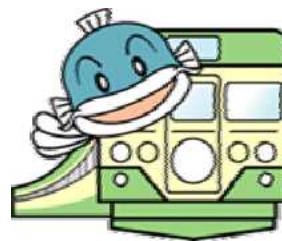
①プロ人材の移動費	業務に従事するために県内事業所等を訪れる際に必要な移動費を補助 ※1回の往復費用が1万円以上の場合のみ対象
②プロ人材の宿泊費	業務に従事するために県内を訪れた際に必要な宿泊費を補助 ※宿泊費のみの申請はできません。 ①の移動費と併せてご申請ください。

注意

- 滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業プロ人材を確保した場合が対象です。
- 宿泊費を除く1回の移動費が1万円以上の場合が対象です。
(※宿泊費のみの申請は不可)
- 令和7年3月7日までに発生する経費が対象です。

3. 補助率等

- (1)副業・兼業プロ人材がデジタル人材の場合
4分の3
 - (2)副業・兼業プロ人材がデジタル人材でない場合
2分の1
- ※それぞれ上限は50万円です。



4. 申請手続き

<申請期限> **令和7年2月7日(金)**

<申請先・問合せ>

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室

TEL: 077-528-3767

Email: fe0004@pref.shiga.lg.jp